

議案第122号

北上市立児童遊園条例の一部を改正する条例

北上市立児童遊園条例（平成3年北上市条例第96号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称	位置
鍛治町児童遊園	<u>北上市鍛治町二丁目58番1</u>
村崎野児童遊園	[略]
[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月19日提出

北上市長 八重樫 浩文

提案理由

鍛治町児童遊園を廃止しようとするものである。